

会 議 録

会 議 名	第 3 5 期小金井市公民館運営審議会第 4 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 2 年 1 月 1 5 日（水）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 3 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	國分委員長 渡邊副委員長 菅沼委員 雨宮委員 杉山委員 畠山委員 増山委員 嵯峨山委員		
欠 席 委 員	浅野委員 新井委員		
事 務 局 員	林公民館長 大久保事業係長 中川庶務係長 岡本緑分館長 松本貫井南分館長		
貫井北・東分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	2 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p>(2) 公民館事業の報告について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 小金井市公民館中長期計画について</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>4 その他について</p> <p>配付資料</p> <p>送付資料</p> <p>(1) 第 3 回公民館運営審議会会議録（未定稿）</p> <p>(2) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p>(3) 公民館事業の報告</p> <p>(4) 公民館事業の計画</p> <p>(5) 令和元年度小金井市公民館三者合同研修会の開催について （通知）</p> <p>(6) 月刊こうみんかん No. 5 0 1</p> <p>当日配付資料</p> <p>(1) 公民館事業の運営委託について</p> <p>(2) 業務委託（第 2 回）について（菅沼委員作成）</p>		

	(3) 小金井市公民館条例施行規則 (4) ひがしちょう空間 41号
--	---------------------------------------

会 議 結 果

國分委員長 それでは、定刻になりましたので、第4回公民館運営審議会を始めたいと思います。新年初の審議会ですね。よろしくお願いします。

林公民館長 公民館長です。おはようございます。本日、開会前に委員長からもお話がありましたけれども、校長会から選出の浅野委員、それから、本日、今まで未選出となっておりました学識経験者の委員が、選任の手続が終わっていたので出席の予定になっていたんですけども、急遽体調不良ということで先ほど連絡が入りまして、欠席になりました。委員さんは新井浩子というお名前です。早稲田大学の非常勤講師をされている方です。社会教育のご専門という方です。続きまして、第3回会議録と、お配りしてある資料につきまして、庶務係長から説明させていただきます。

中川庶務係長 庶務係長です。おはようございます。雨の中ありがとうございます。それでは、送付した資料の確認をさせていただきます。送付資料（1）が第3回審議会会議録となっておりますが、こちらは年末年始を挟んだ関係で、未定稿をお配りしております。皆様ごらんになっていただきまして、1月24日までに修正や追加等がありましたら、どのような方法でも結構ですので、中川にご連絡をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、送付資料（2）菅沼委員作成の都公連関係の報告になります。送付資料（3）公民館事業の報告。送付資料（4）公民館事業の計画。それから、2月4日に予定されております、令和元年度の公民館の三者合同研修会、貫井南で開催予定です。案内が1枚入っているかと思っております。それから、月刊こうみんかんのNo.501。中を見ていただきますと、第35期公運審の皆様のご紹介というふうになっておりまして、写真が格好よく撮れているんじゃないかなと思っております。ぜひごらんください。

それでは、当日机の上に配らせていただいた資料の確認をいたします。当日配付資料（1）が、公民館事業の運営委託について。当日配付資料（2）が菅沼委員作成の業務委託（第2回）について。当日配付資料（3）が、小金井市の小金井市公民館条例施行規則になります。それから、ひがしちょう空間の第41号になります。

お手元にお配りしている資料で足りないものがある方はいらっしゃいますでしょうか。

國分委員長 ありがとうございます。

1 報告事項

（1）都公連委員部会運営委員会について

國分委員長 それでは報告事項に移ります。（1）都公連委員部会運営委員会については、菅沼さんより。

菅沼委員 送付資料の2番です。前回の公運審以降に行われました会議について報告します。1番ですが、1月7日に第5回都公連役員会がございました。

た。報告事項1から4、勤続職員の表彰とか、セミナーの参加者とか、そういう報告事項がありました。それからその後、5番目に各部会の報告、これは部会が4つございまして、その中の委員部会、職員部会、館長部会、研修部会のそれぞれの進捗の報告がありました。特に委員部会、職員部会は第56回東京都公民館研究大会の第4と第3課題別集會を持ちますので、そのあたりの進捗状況が主として報告されました。

それから、委員部会につきましては、公民館施設使用料の実態調査というのを参加11市の皆さんで調査をしてつくりました。これにつきましては、来月と再来月、公民館の有料化というテーマになっていますので、その基本資料ということで事前にお配りをしようということで、今日つけておきました。次回、このあたりの話題が出ると思いますので、一度読んでおいていただきたいと思います。

内容につきましては、次のページですが、公民館使用料の実態調査ということで、都公連委員部会の参加11市の内容を、いろいろ意見を集約しました。一番初めは基本的な考え方に対する意見を並べてあります。それから、その次に各市の有料化の状況。無料の市とか、有料の市、有料でも、ほぼ有料である市と、ほぼ無料である市とか、そういう実態を調べようということで分類をしてあります。

次ページに各市の年間使用料がどのくらい徴収されているかというのをまとめました。

それから、その次のページが施設使用料についての条例、減免規定を並べております。それから、「公民館の使用はなぜ無料であるべきかと」、「公民館が有料というのはおかしいんじゃないか」という、都公連顧問の荒井先生の資料が載っております。これを今日お配りしておきますので、次回、この資料と前回の公運審の有料化に対する考え方の資料、そのあたりを中心に議論をしたらいいかと思っておりますので、一度お渡ししておきます。

それから、表紙に戻りまして、2番目の研究大会の第5回企画委員会。これは2月1日に行われます研究大会を実施するための各課題別集會をどういうふうにやっていくかというのを4つの集會の人が集まりまして議論する会でございます。今、課題別集會の全体の最終の申込者は237人です。第1課題別集會が狛江市。第2課題別集會が東大和市。第3課題別集會が職員部会。第4課題別集會が、公運審が担当しております委員部会で、それぞれの参加人数が書いてございます。もう少し出席者が増えるかということと、会場の関係で、課題別集會を移動してもらわなければいけない人が出てくるかもしれないということで、1月18日に最終決定を行います。ちなみに、書いてございませんが、小金井市からは職員、公運審、企画実行委員、あわせて37人が参加の予定でございます。

次に、2番は課題別集會の進捗状況の報告がありました。第4課題別集會は委員部会が担当しております。別紙3に、集會の次第を書いてございます。第4課題別集會はこんなことでやろうということで大体まとめてございます。事例発表が町田市から1件と、小金井市のプレーパ

ークから始まった子供の居場所づくりというのを、代表の邦永さんにやっていただくと。その後、グループ討議をやるということで、公民館講座受講後の活動の継続と発展をどうしていくかというのをみんなで議論しよう。そんなことで第4課題別集会はやる予定でございます。

表紙に戻っていただきまして、あとは大会アンケートの内容について、小金井市の企画実行委員という項目をつくってもらおうとか、あるいは、いろいろな準備についての話し合いをしました。

國分委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。大丈夫ですか。

(2) 公民館事業の報告について

國分委員長 ほかになれば、次に(2)公民館事業の報告について、お願いいたします。

大久保事業係長 事業係長です。お手元の送付資料(3)公民館事業の報告について、ご説明させていただきます。前回の会議以降、各館で実施終了した事業をまとめたものでございます。今回、貫井南分館2件、東分館4件、貫井北分館6件、以上3館で合計12事業を実施いたしました。詳細につきましては1ページから13ページまでをごらんください。

なお、前回の会議のときにご意見いただきました、成人大学講座、まだ報告はないのかというご意見をいただきましたが、すいません、今回もいまだお示しできる状況ではございませんので、次回以降とさせていただきます。

國分委員長 ありがとうございます。ご感想等ありますか。

嵯峨山委員 東分館の成人学校「マイクロバスで行くそば打ち体験!」、これは当館と10年以上交流のある群馬県邑楽町に行きました。この交流というのは、なかなかほかの公民館ではない取り組みかなと思っております。実際、市としての交流はないんですけれども、一つの公民館と地方自治体、この交流というのはなかなかいいんじゃないかなと思っています。これは応募が50人で募集が16人。かなり競争率も高いですし、私も邑楽町には行ったことがあるんですけれども、庁舎の隣に図書館があるんです。その図書館なんかは非常にすばらしいですし、ぜひ市議の方なんかはご参加されて、行かれたらどうかなと思っております。

國分委員長 ありがとうございます。いろいろな企画がありますね。あと、ありますか。いいですか。増山さん、何かありますか、公民館事業に関して。

増山委員 私自身もなかなか講座を受けるということが、今のところできないんですけれど、今回で言えば、粘土の講座なんかでも、子供がきっと興味を持つだろうなという講座で、すごく充実したものが毎回企画されているように感じるんですが、子供が直接その講座の情報を目にする機会がちょっと限られているのが気になります。

せっかくだったら子供たちが自分で、「あ、こういうのがあるんだ」と思って選べるような機会があったらありがたいなというのを少し感じました。市報であったり、こういう公民館の「たより」であると、なかなか子供が直接目にしないのかなと思うので、こういうお知らせを1

枚、また別に用意するだけでもいろいろ大変だとは思いますが、もし何か検討される機会がありましたら、子供たちに情報が直接届くようになるといいかなと思いました。お願いします

大久保事業係長 事業係長です。今のご意見なんですが、講座によっては直接学校にチラシをお配りさせていただいたりということでご協力はいただいておりますが、ただ、ほかにも方法がないかということで検討はしてみたいと思います。

増山委員 ありがとうございます。

國分委員長 学校にチラシは有効ですよ。ありがとうございます。

2 協議事項

(1) 小金井市公民館中長期計画について

國分委員長 次に協議事項に入ってよろしいですか。協議事項(1)小金井市公民館中長期計画、前回に続いて2回目。今日のテーマは庶務係長からでしたっけ。

中川庶務係長 庶務係長です。それでは、当日配付資料(1)をごらんください。

公民館事業の運営委託についてでして、前回にいろいろ課題、宿題をいただいたと思います。これから委託を考えたいということがあるんですけども、残るのが緑分館と貫井南分館の2館。そのうち、それぞれ地域性もあるし、施設の内容も異なるのだから、それぞれの特徴をまずよく考えてから検討したいというお言葉を前回いただいていたかと思います。この後、続いて菅沼委員も資料で詳しくまとめてくださっているので、私のほうからは、市のほうで考えている内容についてお伝えしたいと思います。

まず、大前提なんですけれども、これまで貫井北、東と委託を続けてきて、これからほんとうに委託を拡大するのか、それとももう委託はここで十分なのかというような市の考え方が明確に示されたことが今までなかったんじゃないのというご指摘を、そもそも、結構前の答申の時代からいただいていたので、改めて、市としては委託を考えたいという姿勢を述べさせていただきました。これは公民館に限らず、小金井市全体で行財政改革に長年取り組んでいるわけなんですけど、その行財政改革の一環として、委託で質を落とさずに運営可能な部分については、委託に切りかえていきたいというのが市のどの課においても基本の姿勢になります。公民館においても委託を考えられる部分については、委託が可能かどうかということを考えたいというのが基本姿勢になります。

それをちょっと念頭に置いていただいた上で、緑と南のことを考えたいと思っております。菅沼委員の資料に詳しいんですけども、まず緑分館について取り上げたいと思っております。緑分館に直接行かれたことがある方はこの中でどのくらいいらっしゃいますか。結構皆さん行かれていますよね。緑分館は隣が浴恩館公園という非常に緑が多い場所です。公民館の内容としては、公民館と図書館の複合センターとなっております。1階に図書館の緑分室がありまして、1階と残りの2階が

公民館、緑分館という施設になっております。ですので、貫井北センターや東センターと同じく公民館と図書館の2つが入っている施設ということで、これまで北と東で公民館、図書館を一遍に委託するという方法で、公民館と図書館の連携事業等も評価も高いと。委託して、いい職員の方にも来ていただいて、これはいい結果が生まれているんじゃないかという評価だったと思いますが、緑分館も公民館と図書館との複合ですので、そういった効果が見込みやすい館なのかなということが、まず1点目にあります。

2点目ですけれども、隣に浴恩館公園がありまして、緑分館長が頑張っておりまして、池を使った講座も開催しているところなんですけど、浴恩館公園や文化財センターとの連携については、これはやはり市の責任において、市がどんどん推進していく部分かなとは考えております。

次のところですが、緑センターと書いていますけれども、緑分館と思っていただければ。緑分館には、ほかの公民館にはない固有の機能や設備がございます。それが何かと申しますと、下の一覧に整理してある、まず宿泊、それから野外調理場、テニスコートの3点になります。

前回緑分館長から説明いたしましたけれども、緑分館は泊まっていたことができる館になっております。これは市に昔、青少年センターがあつた場所がありまして、そこで宿泊の機能を持っていたことを継承してと申しますか、緑分館でもそのまま宿泊ができるような仕組みを引き継いでいるということになっております。

委託を考えたいというところなんですけど、ただ、宿泊につきましては、仮に委託したとしても、夜間、お客さんがそこに滞在することになりまして、やはり緊急時の体制等を考えると、宿泊については委託ではなくて、ここは市が直接の管理ということであるのが必要かなと考えております。

野外調理場につきましては、緑分館に庭のように木がいっぱいあるところが広がっているんですけど、野外調理場の施設がございまして、そこでいろいろ煮炊きをしたりとか、いわゆるたき火ができる状態になっておりまして、人気もあるところなんですけど、昔、緑分館が建ったばかりのころは、周辺全部畑というような環境だったのが、最近、非常に宅地が広がってきておりまして、今後かなり宅地開発は進むだろうという見込みがあります。そうなってくると、既に一般の場所ではたき火は難しくなっています。緑分館においても、このままたき火を続けることができるかどうかは非常に厳しいところがあるのではないかと考えております。これは委託する、しないにかかわらず、どちらにせよ難しいので、方法を考えなくてはいけない局面に差しかかっているのかなと考えております。ですので、ここにつきましても、委託する、しないにかかわらず、市が責任を持って継続するのか、継続するとしたら、このままの方法では難しいと思われるので、どんな方法があるのか、あるいは、廃止も考えるのかといったことについて市が責任を持って進めるべきかなと考えております。

また、緑分館にはテニスコートもございまして、簡単なクレイコート、1面のものになります。2年に1回、土を入れかえたりとか、大規模修繕を行っておりまして、あとはほうきで掃いたりとか、草をむしったりというような簡単な手入れは職員がしておる状態です。専門業者による大規模修繕はこのまま継続して、もちろん市が行うべきものかなと考えておりますけれども、そのほかの利用については、お客さんが来られたときに鍵を渡して、また鍵を受け取ってという管理になりますので、こちらについては、委託するのであれば委託に含めたいと考えているところ です。

前回もお出しした資料からの抜粋でございしますが、下に各機能の利用状況が書かれております。見ていただくと、宿泊が、30年度がかなり多くて23件だったんですが、R元年度はまだ終わっておりませんが、今のところ11月末の時点で9件。すごく多いとは言いがたいかなという状況かと思えます。それに比べると野外調理場のほうが利用件数は多いのかなと。テニスコートはもっと多いのかなと考えているところ です。

続きまして、南分館のことまでお話しさせていただければと思うんですが、すけれども、貫井南分館は、北、東、緑と構成が異なっておりまして、公民館と児童館の複合センターになっております。これまで、せっかく一つの施設内に公民館と図書館があるのだから、お互いに協力し合っ て連携して進められるようなことを考えたいというのを前提にしておりましたけれども、今回、南については連携相手が児童館になり、児童館というのは、今現在も、縦割り行政の話になりますけれども、実は教育委員会ではなくて、市長部局と言われるところの児童青少年課の管轄になる施設になっておりまして、子供のための専用施設になっております。これを委託するのであれば、連携できるようなことを考えたいけれども、図書館、公民館の組み合わせよりはかなり難しくなってくるかなと考えております。ですので、児童青少年課との協議を、少し話し合いを進めているところではありますが、難しいのかなという感想はちょっと持っておりますけれども、連携が得られるような委託を今後検討していきたいなというのが今現在の市の現状になります。

私からの資料の説明は以上になります。

國分委員長
林公民館長

ありがとうございます。

公民館長です。私のほうからも公民館の運営委託につきまして、ちょっとお話しさせていただきます。

公民館の運営委託につきましては、貫井北、東センターの運営委託を開始して以来、特徴を持った運営が行われて、高い評価を得ているところ です。また、市の行財政改革では、公民連携アウトソーシングの推進を掲げておりまして、市全体で取り組んでいるところ です。今後につきましても、貫井北、東センターの運営委託の評価を踏まえ、他の分館においても公民館事業の質を落とさず、さらに充実できるよう、市民協働型の運営を基本として業務委託を進めていきたいというのが考えでござ

います。

委員から分館の施設の特徴を踏まえた事業の提案、委託範囲についての検討の提案がこの後あると思いますけれども、こちらとしましては、委託内容については、現在、北、東センターで行っている同様の範囲、内容を考えております。

施設の特徴を踏まえた事業の検討については、委託にかかわらず取り組むべき事項で、委託する、しないということとは別の問題として考えておまして、また、施設管理の委託範囲については、委託する側で細部については検討していくということで足りる内容かなとは思っております。ここの公運審の場におきましては、先ほど申し上げましたように公民館事業がさらに充実できるよう、市民協働型の運営を基本として業務委託を進めていきたいという方針について、この点についてご議論いただければと思っております。よろしくお願いたします。

國分委員長
菅沼委員

ありがとうございます。

前日も資料を出しましたが、それに関連して、今回は委員の皆さんで意見交換をして、できれば公運審としての方向性を出したいという会議にしたいと思っております。

それで、2年前の公運審の答申で、緑分館については、青少年センターの取り扱いをきちんと議論してほしいということを出しております。その後、2年間過ぎておりますが、何も報告もないんですが、基本的に私は、この緑分館の青少年センターの取扱いは委託する前にやっておくべき事項だと思っております。それについて、一応今回まとめました。

先ほど、宿泊と、野外調理場と、テニスコートと3つありますが、今回は宿泊施設の取り扱いについてということに焦点を合わせて報告いたします。前回、また今回の資料のごとく、平成3年、緑分館の開設時に公民館長が青少年センター館長を兼務し、緑分館は青少年センターの機能であった宿泊施設機能、それから、野外活動機能、レクリエーション機能を取り入れた施設として設置し、公民館が総合管理を行うことになっているというのは4ページ目に資料がございます。浴恩館、青少年センターの歩みというのが書いてあります。わかりますか。

中川庶務係長
菅沼委員

一番後ろですね。

資料、浴恩館、青少年センターの歴史。これは小金井市の公民館発行の『公民館40年の歩み』より抜粋したものです。歴史は非常に古くて、昭和3年から始まっておりますが、昭和5年に日本青年館に上記の設備が下賜された後、浴恩館と命名され、長く日本青年館として使用してきましたと。昭和6年、青年団講習所と改修し、下村湖人が所長になりましたと。『次郎物語』の友愛塾というのは、ここの友愛塾あるいは空林庵、それから、朝倉塾長というのはいわゆる浴恩館が舞台になったところで名前が変わって、『次郎物語』になったと、そういう歴史ある場所がございます。

戦後、昭和25年に第2回全国公民館職員講習会が実施されております。ここで全国の職員が集まって4日間議論して、全国公民館協議会の

結成をしようということで、今日の全国公民館連合会、先ほどの東京都公民館連絡協議会の発足につながった由緒ある場所でございます。

で、青年館の活動として、その後やっておりまして、昭和48年に浴恩館全体を市で買い取り、青少年センターとして青少年の活動の場の拠点として活用しようということになりました。

その後、公園事業の延長等の中で、昭和58年に西寮と緑児童館は公園区域内に移しますと。それから、本館と体育館、それから空林荘、南寮は文化財指定として現在の文化財センターに移すと。

青少年センターの活動については、平成3年、公民館、緑分館新設で、青少年センターの活動は緑公民館へ引き継ぐと。すなわち、公民館長は青少年センター館長を兼務、職員も一部兼務で青少年センターの廃止、新たに緑分館の業務として引き継ぐということで、緑分館が青少年センターの活動全体を引き継ぐという歴史になってございます。

1ページに戻っていただきまして、1ページのbですが、上記の宿泊施設、機能を達成するために、畳み敷きの研修室が3つ、シャワールームが2室、食事等調理のために家事実習室の使用も可、宿泊の際、布団の貸与も可ということになっております。このような宿泊設備は、他の公民館にもない非常に貴重な設備ですし、これを有効的に活用すべきと、これがまず第1の提案でございます。

ただし、問題点としましては、前回、公民館長より提示された資料、公民館条例施行規則第4の3、これはその次のページに小金井市例規集というのが入ってございます。これの下の方の第4条の3、ここに宿泊施設についての内容、取り決めが書いてございます。その中の一部を取り出しますと、1ページに戻っていただきまして、宿泊は、利用できる団体は、社会教育を目的として活動する団体、当設備を使用する日において、18歳以下の者で構成する5人以上の団体、宿泊する者の4分の3以上が小金井市民であることということで規定がございまして。

問題点は、この中のイの項目、青少年センターであるわりには、18歳以下の者しか使ってはいけないと、こんな規定があったら、ほんとうに青少年の機能ができるのかなというのが大きな疑問でございまして。問題点としてそれを書いてございまして。小金井市の貴重な財産である青少年センターの歴史から考えて、対象年齢を制限し、若者、青年層の活動ができない点は大きな問題だと。

次のページです。一方、公民館の利用者の中には、年寄りが多いとか、いろいろ評判がよくなって、若者がなかなか公民館の利用をしないじゃないかというのが1つの課題になってございまして。こういうような社会設備を使って、青年層、若者層をどんどん公民館に引きつけるべきじゃないかと。そういうための有効な活動ができていない、それをやっぺいこうじゃないかというのが今回の提案です。

上記に鑑み、以下を提案する。青年層の積極的利用を図るために、上記年齢制限は、一時的でもいいですから撤廃して、事業をやらせてくださいと。例えば公民館事業、市民がつくる自主講座等で、若者層を対象に宿

泊つきの講座を実施する。例えば夕方、講座を開いて、その後、食事をし、シャワーでも浴びて、宿泊して、みんなで意見交換をすると。例えば市長が若者とまちづくりについての意見交換会とか、こんなものをどんどんやってみたらどうですかと。そういうことをやって、青少年センター機能がどういうふうにも有効に使えるかをきちんとまず出すのが先決じゃないかと。それから、そういう枠組みができた後、委託というものはするかしないかを考えるべきだということで、まとめとして、宿泊設備を有効活用し、上記のような活動を一、二年間積極的に展開し、緑分館の公民館活動全般の活性化、あるいは青少年センターの枠組み、このあたりをきちんと決めると。それを決めてから、委託というのは考えるべきじゃないでしょうかというのが緑分館に対する提案でございます。

上記の考え方について、委員の皆様、どうお考えですかと。できれば、ある程度意見を集約して結論を出したいなというのが1点。

貫井南につきましては、先ほどお話があったところとダブるんですが、貫井南センターは公民館、児童館の複合設備。児童館は、緑、貫井南、東、本町の4館の児童館がございます。これは子ども家庭部児童青少年課の所管です。このうち東児童館は平成10年代に既にNPO化をしております、平成30年度からはまたプロポーザル方式ということで、5年間、NPO法人にさらに延長して業務委託がなされております。

ただし、問題点は、東児童館が相当前にNPO化したのに、その後の児童館のNPO化は全く進んでいない、これはどうなんだろうかという点なんか非常に気になります。公民館長のお願いの中で、児童館の業務委託は、東児童館は進んでいるが、他の4館での業務移管はどのように考えているんだろうかと。いつごろを目指しているんだろうか、その課題は何だろうかというのを子ども家庭部と話をし、我々に明らかにしてほしいと。

その上で、児童館と公民館を一緒にやるべきか、あるいは子ども家庭部でNPO化しないというのであれば、公民館のみの委託はもうやめようというのか、そのあたりを議論しよう。その場合に、子ども家庭部の考え方、行政の考え方をきちっと提示してもらえないかということでございます。それを提示していただければ、公運審として委託の方向については検討したらいいじゃないかと。こういう方向でどうですかというのが3ページの上のほうです。

あと、各館の事業比較、これは急ぐことはないがと書いてございますが、貫井北と東に比べると違う事業内容もありますので、そのあたりをみんなで認識して、そういうものについても含めて委託をするのかどうか、そのあたりも議論すべきじゃないかということで、資料をお願いしてございます。

最終的なまとめは、2年前の公運審の答申で、東センターについてのいろいろな条件整備をしてくれと言っているのに、全く進んでいないじゃないかと。今回、こういうことを提案しますので、こういうことを一、二年やってみて、その後、業務委託については考えたらどうですかとい

國分委員長
林公民館長

うのが私の提案でございます。

このあたりの3つの提案について、委員の皆様にご議論していただき、公運審としての方針が出されると一番いいなと願っております。

ありがとうございます。

公民館長です。ただいまの委員の資料にありましたところで、ご説明したいところがあります。私も事前に菅沼委員のほうからこの資料を先週、見させていただいて、気になるところがありましたので、確認をしておきました。

資料の1ページの1(1)のエの緑分館の業務というところに、平成3年の緑分館開設時に公民館長が青少年センター館長を兼務するというふうになっているんですけども、40周年史では、平成3年8月に公民館長が青少年センター館長を兼務という書き方しかしていなかったんですね。それを確認しました。

そうしたところ、平成3年の8月の人事異動の際に、これまでは青少年センターというのは、公民館とは別に課の組織というような形で存在しておりました。ただ、単独の館長を置かずに、社会教育部長が青少年センター館長を兼務していました。そこで、平成3年の10月から青少年センターが廃止になる、10月に緑分館が開設されるというところで、8月の人事異動の際に青少年センター館長の兼務が社会教育部長から公民館長に移りました。それは開始までの間ということで、青少年センターは10月に廃止になっておりますので、それ以降は青少年センター自体、市の規定からもなくなっておりますので、公民館長が青少年センターを兼務しているというところは、平成3年の9月までということになります。資料の記載の読みようによっては、公民館長が平成3年から現在まで、青少年センター館長を兼務しているというようにも読み取れるようなので、お話しさせていただきましたけれども、平成3年10月までの青少年センター廃止までの間、公民館長が青少年センター館長を兼務していたというものでございます。

野外調理場、テニスコートにつきましては、公民館が管理を引き継いだと。宿泊機能も緑分館に設置しました。また、事業につきましても、青少年向けの事業を引き継ぐ形で実施しておりますけれども、青少年センターは廃止しておりますので、青少年センター事業として実施しているということではございません。

また、先ほども申し上げましたけれども、施設の特徴を捉えた事業について、検証したいというところがございますけれども、施設の特徴を踏まえた事業というのはまた別に検討する、それは公民館自体が検討していく内容で、委託するにしろ、しないにせよ、大きな方針を公民館のほうで決定していく部分かなと思っております。それと委託する、しないというのは別なのかなと思っております。

それから、南分館、センターにつきましても、児童館との一緒の形の委託を第一に考えておりますけれども、そちらが難しいようであれば、単独での委託も考えていかなければいけないのかなと考えてお

ります。

以上、施設の特徴等を踏まえた形の委員からの資料でございますけれども、私のほうからは以上補足というか、説明させていただきました。よろしくお願いたします。

國分委員長 何かよくわからないんですけれども、菅沼委員の出している青少年センターというのはもうないということで。

菅沼委員 もうちょっと言いますと、緑センターは平成3年の11月4日に開館記念がありましたと。緑センターは、図書館、公民館の複合施設で、青少年センターの機能であった宿泊機能、野外活動機能、レクリエーション機能を取り入れ、さらに老人いこいの部屋の機能も取り入れた施設として設置され、公民館が総合管理を行っていますということで、公民館の中に青少年機能もきちんと入っているです。

國分委員長 そうそう。だから、そういうふうな認識をしなきゃいけないでしょう、まず。

菅沼委員 それは当然入れるべきだと。

國分委員長 青少年センターということは、歴史がすごいのはわかったんですけれども、これ、出さないほうがいいんじゃないですか、青少年センター。

林公民館長 よろしいですか。公民館長です。青少年センターというのは、市の規定からは一切ございません。ですから、その当時あった宿泊機能につきましては、緑センターでも宿泊できるというような形にしております。

菅沼委員 何を言っているのかな。

林公民館長 公園の中の野外調理場とテニスコートというのは緑分館の敷地外の施設ですけれども、公民館のほうで管理するという意味です。あと、老人いこいの部屋については、今は高齢者いこいの部屋ですけれども、これは高齢福祉の担当課が所管する場所ですけれども、それも通常の管理は公民館のほうでしているという意味での総合管理ということだと思えます。

菅沼委員 基本的にこういう歴史から考えて、さっき言ったように、青少年センターの機能も含めた総合管理をやるということになっているんでしょう、緑分館は。それはやらないんですか。

國分委員長 やっているんでしょう。

菅沼委員 やるけれども、その内容について、私はもう少しレベルを上げるべきだという提案をしているわけで、青少年センターの機能を緑分館はやるんでしょう。やらなきゃいかなのでしょう。何を館長は言っているんだい。

國分委員長 中川さんが言ってきた内容で、もうやっているじゃないんですか。

菅沼委員 やっているんですか。

國分委員長 やっているからいいんじゃないの、別に。

中川庶務係長 委員長、補足、いいですか。

國分委員長 はい。

中川庶務係長 庶務係長です。青少年センターがあった歴史的な引き継ぎを受けて、今現在、宿泊と野外調理場とテニスコートは存在しているし、緑分館で

管理しています。

國分委員長
中川庶務係長

やっているんでしょう。

あともう一つ、今、説明の中から漏れたんですけれども、青少年センターの宿泊と野外調理場とテニスコートは設備ですね。それとは別途、昔青少年センターでは青少年向けの事業をやっておりました。緑分館では、むしろ事業のほうを継続しております、国際交流みたいなことですか、少年少女向けの科学の事業とかに力を入れていたようなんですね。そっちのほうを緑のほうでは引き継いでおまして、今現在も生活日本語というような形で国際交流にかかわる事業も持っておりますし、科学というと、農工大学と連携した先端技術を学ぶというような事業を継続して持っております、そういった事業面で継承している。

國分委員長
中川庶務係長

伝統は守られているんですね。

はい。というようなことがあります。特徴をそれぞれというようなお話もありましたけれども、その部分が緑の事業の特徴としてはあるのかなと思っております、設備については継続して機能を持っておりますけれども、青少年センターとしてそれを運営しているかと言われると、青少年センターは既に廃止されてしまったので、青少年のために青少年のための場所を運営しているというよりは、緑センターに実は宿泊機能がありますねというような形で運営しているのかなというのが現状かと思えます。

菅沼委員

緑センターに宿泊設備があるということは、青少年センターの機能を引き継いで緑センターでやれということであるわけでしょう。その宿泊設備を今、有効に生かしていないじゃないかと、それをもっと生かすようないろいろな活動をしてみようじゃないかという提案。何でそれについて、公民館サイドはそういうことはやってほしくないの？

國分委員長

いや、全然そんなこと言っていないでしょう。そういうふうに聞こえました？

林公民館長

もう一度よろしいですか。公民館長ですけれども、何度も言うようですけれども、1つはっきりさせたいのは、青少年センター館長の兼務というのは平成3年の9月までで終わっています。この委員資料の記載だと、ちょっとそれが誤解されるかなというのがあったので、これだけははっきりさせていただきます。

あと、施設を生かした事業というのは、これは当然生かすべく検討していくというのは問題なくやっていくことで、菅沼委員と意見が違うのは、委託とは別のところで施設を生かす形の事業というのは考えていかなければいけないのではないかなと考えています。ただ、野外調理場については、周辺の諸条件がありますから、今後、発展的に考えていくというのは難しいかなというのはありますけれども、そういうことです。

菅沼委員

わかった。じゃあ、こういうふうにしみましょう。公運審は委員の中での議論でありますから、もし何かわからないことがあって聞きたいことがあれば、職員側に聞くのはいいけれども、委員の中で議論しましょうよ、今までの提案の中で。それ以外、向こうで口を挟まないでください。

國分委員長	館長の菅沼さんの資料に対する正し点というか、それは今のことでわかりました？
林公民館長	よろしいですか。もちろん公運審の中での議論になりますので、それは今、菅沼さんがおっしゃった整理でよろしいかと思います。わからない点等あれば、聞いていただくという形でよろしいと思います。
渡邊副委員長	確認ですが、第4条の3項で、いろいろ言っていますが、4番目に最後にありますね。その他教育委員会が使用を認めた団体等とありますが、これが優先するのでしょうか。それとも上のいろいろな条件がクリアした中での承認になるのか、どちらが優先なのか。
中川庶務係長	庶務係長です。当日配付資料(3)は例規ですけれども、第4条の3の(4)のところは、並列の関係とさせていただければ。1、2、3、4と番号は振ってあるんですけれども、1のほうが優先順位が高いということよりは、1番に該当しなければ4番に該当するんだから、宿泊していいかなというような判断をするということです。
渡邊副委員長	そうすると、年齢制限とかは関係なく使えるということですか。
中川庶務係長	ちょっと緑分館長から。
國分委員長	1番のは、イの18歳以下じゃなきゃというところがちょっと。
岡本緑分館長	緑分館長です。まず、利用団体につきましては、一般の方々が利用するときの条件としましては、基本的には18歳以下の方が5人以上いらっしゃる団体ということで、使われているのはボーイスカウトの方であったり、緑小学校のサッカーの団体の方々が使われることがあります。 それ以外に、先ほど言われました第4条の3の(4)号のところだと、どちらかというとも3号のほうが多いんですけれども、3号ですと、みんなの会という本館のほうでやられている事業であったり、小金井市ですと、昔、スリーデーマーチという、今は名前が変わっているんですけれども、ウオーキングフェスタですかね。ウオーキングフェスタのときの方々が泊まられたりなど、小金井市が主催するときに泊まることもございます。 (4)号で泊まる時というのは、ほんとうに特例の場合が多いので、基本的には我々、1泊だけをお願いしていますが、学芸大学などがどうしても他団体の事業の関係で連泊をしなければならないときなどは、第4号を使用して、事業内容などを含めて検討した上で許可をすることはあります。
渡邊副委員長	その場合には年齢は関係なくなるわけですか。
岡本緑分館長	年齢は関係なく、教育委員会として許可をするかどうか、目的に応じて、我々内部で検討はさせていただくということになります。
渡邊副委員長	内容によっては年齢関係なく使うことができるということですか。
岡本緑分館長	そうです。
國分委員長	菅沼さんが指摘された18歳以下、使用者の限定、条件が悪いんじゃないかというのは、そうでもないということですか。
岡本緑分館長	一応、原則は18歳以下の方々がというのが一般の方々には条件として

入ってきてしまうので、例えば言われている市の事業であれば、18歳以上の方でも泊まることはできるようになるので、菅沼委員のおっしゃっている自主講座や公民館事業であれば、基本的には18歳以上の方々も泊まることは可能になります。

國分委員長
岡本緑分館長

市長と話す会とか、さっき提案されたのとかも可能ですね。

そういう事業であれば、そういうふうに使うことができます。

もし菅沼委員のおっしゃっているところが、一般の方々が普通に泊まれるようにするという目的になると、あくまで目的に沿わないといけな
いので、市の事業でなく、例えば國分さんたちがお知り合いの方々と泊
まりたいとかそういうことになると、この条項上は泊まれないというこ
とになるので。

國分委員長
岡本緑分館長

それはそうだね。

宿泊ということの目的を、公民館のほうではあくまで学習ということ
を目的としてつくっているの、基本的には18歳以下の方々の合宿で
あったりとか、社会教育の場ということで18歳以下というふうになっ
ている。

渡邊副委員長

その目的に合致していて、承認をいただければ宿泊することができる
ということですね、年齢に関係なく。

岡本緑分館長

そうですね。

渡邊副委員長

わかりました。

國分委員長

何かありますか。

大久保事業係長

事業係長です。私のほうからも補足させていただきたいんですが、今、
岡本からもありました公民館本館のみんなの会、こちらサマーキャン
プということで、毎年1回、緑センターで宿泊で実施をしております。

國分委員長

その場合も年齢とか関係なく？

大久保事業係長

逆に18歳以下の方はいらっしゃいませんので。

國分委員長

現実は大丈夫なんじゃないですか。ただ、文章だけ見るとわかりづら
いですよ。

林公民館長

館長ですけれども、そういう点からすると、この規定の改正というの
は考えていく必要があるかなとは思っています。

菅沼委員

もう、1回、年齢制限を取っ払って自由に使えるようにしましょうと
して、どういう活動ができるかというのを考えましょうというのが提案
だから、それでよければそれでやりましょうということをみんなでまと
めてくれれば、それでいいと思うんですよ。

國分委員長

この施設を活用しろという。

菅沼委員

悪いけどさ、公運審の中の意見をまとめるんであって、市とやってい
るわけじゃないからね。

國分委員長

前提が違っていたら話にならないから市の解釈は聞いても。

菅沼委員

だから、解釈は聞いたらいいですよ。だけど、あとはこっちの中でま
とめなきゃいかんでしようとしているわけ。

國分委員長

それはそうです。それでいいですよ。

國分委員長

第4条の3とかは問題になってくるということですよ。

あとは勝手にやりなさいよと。で、こういう枠組みは一応つくるけど、それじゃいかんと思うんです。

國分委員長 そうは思わないですよ。だから、今、菅沼さんが出したようなものは、完全にやってくれと言うべきだと思いますけど。

畠山委員 私は、今4館ある中で、やはり北は北、東は東、それから、緑は緑、それぞれに特徴があるわけです。その特徴を生かさないといけない。その特徴を生かすというやり方でプロポーザルをやるとか、そういうものを考えないといけないと思うんですね。

菅沼さんがおっしゃったように、やっぱり緑には宿泊とか、野外はちょっと別にしても、テニスコート、そういうものをほんとうに生かして、PRする上では市長との宿泊というのは、市長もこういう活動をしているというアピールにもなるし、また、市民全体へのアピールにもなるんじゃないかなというふうに思います。まずは施設のアピールをしないと、委託云々ということではないと思うんです。

國分委員長 そういふのは共通していますよね。

渡邊副委員長 現状の委託している部分については事業判断がありますが、直営に関してはそういうものは一切見ていないので、内容についてちょっとわかりづらいです。そうすると、比較のしようがないので、まずその資料が必要かと思います。現状、今までどういう事業をやってきたか。

國分委員長 事業をやってきたかというのはあるから、これは数字ですけど、当然ある。

渡邊副委員長 そういふ一覧表がないと、わかりづらいと思います。

國分委員長 これに加えて、菅沼さんはもっとやれというわけですね。その一覧表は出してもらえますか。でも、今の青少年センターの伝統を踏まえた活動も、もちろん継承しているというのもあるということですね。宿泊と関係なくとも。

菅沼委員 だけど、今のままで例えば青少年センターの機能を緑分館は受け継いでいるわけでしょう。それをやることになっているんでしょう。

國分委員長 やっているわけですよ。

菅沼委員 青少年センターの機能も含めて、今のままで委託しなさいしたら、受けたほうは困るんじゃないの？

國分委員長 どうして？

菅沼委員 やはり、そういう前に緑センターの、青少年センターの活動というのはどんなものがあるのかというのは、ある程度きちんとやっておかなければいけないのではないかと。宿泊設備を有効に使った活動を、もっとやっておくべきじゃないのかなと思うんですけどね。例えば青年団の人が宿泊して議論してもらってもいいですよ。いろいろと。商工会の青年団なんか泊まり込みでいろいろやるとか、そういう有効なやり方があるでしょうと。宿泊が例えば去年で23件。こんなもんでいいんですかと。この設備を使っていて。こんな設備がいっぱいあって。そういう有効な使い方を今のうちに1回考えてみようじゃないかというのが提案です。

國分委員長 委託のときにこれだけ、もっとやれという形で依頼してというのはだ

めなんですか。

菅 沼 委 員 無責任だよな。

國分委員長 え、何で？だって企画実行委員とかもいるし。

林公民館長 ちょっと口を挟むようですけど、こちらに聞いてもらったほうがいいお話も結構出ていると思うんですけども。

國分委員長 だから、活動の内容が少ないって菅沼さんはおっしゃっているわけですよ。だから、もっと考えられるものが、その検討をするのに今、渡邊さんが一覧を出してもらったほうがいいんじゃないかっていうのを言っている。言いたいなら言ってほしい。

林公民館長 今のは、こちらの状況をお聞きいただいた質問ということでよろしいんでしょうか。質問という形ではっきり言っていたかないと、口を挟んでいいものなのかどうか、ちょっと状況がわからないので。

國分委員長 じゃ、質問します。

林公民館長 今のお話からしますと、業務委託する内容を全部確定できないと、委託について議論できないというような流れになってしまっているのかなという感じがしまして。

國分委員長 菅沼さんの意見は完全にそう。

林公民館長 それだと、今とても無理ですね。委託内容を全部決めてから議論しろという話になると、細部についてはこちらに任せてもらうところが基本になると思いますし、今、北、南で委託している内容を基本に考えますので、その特徴を生かした事業というのは、委託を受けた側が自主的に提案していただければよろしいですけども、宿泊までしろというような委託ということは、管理にもかかわってきますから、それは現時点ではない。こちらから出した資料にもありますけれども、宿泊については委託に含めず、市が管理するということになっておりますので、事業を提案して、委託業者の方が一緒に泊まる形で事業を企画運営、実施したとしても、宿泊を管理する委託の業者さんというのは別に頼むことになります。ですから運営委託の内容がすべて決まらないと議論ができないとなってしまいますと、ちょっと難しいのかなと。

菅 沼 委 員 私が言っているのは、青少年センター機能というのが、せっかく小金井市の財産としてあるのだから、それをもっときちんと成長させて、こういう形でやるのが一番いいじゃないかと、そういうことをもう少し緑分館の中で、今の直営のときにやってみたらどうだろうか。それである程度、こんなこともできるよというようなことも含めて業務委託をするかしないかを考えたらいいと。

青少年センター機能というのは、ほんとうにみんなが真剣に考えて、成長させようとしているのか、それともこんなものもういいよと。いいよと言うんだったら宿泊施設はやめちゃったらいんですよ。簡単ですよ。そうじゃないでしょうと。せっかくこれだけ歴史があるものを育てていこうと。それを育てるのは、やっぱり今の直営のうちにやったほうがいいんじゃないんですかと。

國分委員長 直営のうちじゃないと難しいってことですか。

菅 沼 委 員 やったほうがいいんじゃないですか。ある程度成長させて、それを渡したほうがいいんじゃないですかと言っているわけよ。

國分委員長 そこのところですよ。業務委託自体を否定しているわけじゃないけど。

菅 沼 委 員 全然それはないですよ。

國分委員長 ないけど、ある程度、直のときにできる。もうちょっと。

菅 沼 委 員 無責任じゃないですかと。

國分委員長 そういうご意見なんですけど、ほかには。渡邊さんは別だと……。

渡邊副委員長 宿泊施設は市が管理するという考え方になっているので、公運審とは今の考えだと関係なくなってしまうですね。

菅 沼 委 員 いや、違うよ。宿泊施設は当然管理は市ですよ。だから、講座の内容とか、講座の組み立てとか、そういうものはいわゆる公民館サイドがやらなければいけない。

渡邊副委員長 もちろん。だから、使ってほしいとか、そういう要望はできますけど、細かい事業内容までは当然、宿泊する人の要望なので、我々がこういう条件のほうが、良いということは具体的には難しいと思います。

國分委員長 一般市民が緑センターの……。

渡邊副委員長 担当者があくまでもこういう趣旨で宿泊して何かやりたいという要望があれば、それに対してオーケーを出せばいいわけで、あまり条件をつけると、それ以外の人ができなくなる可能性もあります。

杉 山 委 員 一般利用者の立場からしますと、公運審の中では、いかに公民館の活動を盛り上げていくかというの、まず大前提だろうと思うんです。それで各館の、特色ある活動を推し進めていく。とりあえず今、議題に乗っている緑センターにおいては、ほかにはないいろいろな非常に貴重で大事にしていきたい事業が継続されている。それをどうやって盛り上げてPRしていくかを後押しして、一般市民に広めていくということも、私たちの大事な観点ではないかなと私は思っています。

以前、一市民としてこの宿泊施設を利用しようかと考えたことがあるんですけども、まず18歳以下で5人で小金井市民であるというところを見ただけで、「ここ使えないわ」ってまず思っちゃったんですよ。今お話を聞いて初めて、その他の社会教育委員が使用を認めた団体等に該当すればオーケーだったかもしれないなど。ただ、普通の市民がそこまで知恵が回って、ここをPRしてプッシュすれば、もしかしたらオーケーかもしれないなんて誰も思わない。18歳以下、じゃ、だめだなというだけと思うんですよ。

ですから、菅沼さんがおっしゃるように、委託とか何とかじゃなくても、今の直営のときに、いかに緑センターが小金井にとって大事な施設であり、市民にとって有効活用できるかということをもっと広めてからの話でもいいのではないかなと今、聞いていて思いました。

菅 沼 委 員 おっしゃるとおりですね。確かにPRが欠けているから、誰が管理運営していくかというのを市民サイドから見た場合は、わからないですね。だから、それをもうちょっとPRしていけば、いろいろな方法があると思うんですけども、市民に納得してもらえらる。そうすれば、活動

範囲が拡大していく。そういうふうにあります。

國分委員長

宿泊施設の利用に係る企画というか、その例とかいろいろ出して、ちょっとPRするとか、緑センターはもっと使えますよというようなキャンペーンというか、何かアクションは必要かなと思いますけど。

菅沼委員

18歳未満というのを1回取り消してやってみましょうよ。

國分委員長

ここの問題は、ちょっとどうなんですか。条例的に。

林公民館長

その部分でよろしいですか。この18歳の規定なんですけども、実はちょっと今、経過を調べているところなんですけれども、平成29年に布団代の実費をとるという規定をつくったときに、それまでこの規定はなかったんですけど、その時点でこの18歳、5人以上という規定が入ってきたんです。経過を今、調べているんですけど、かつて青少年センター時代がこうだったから、それをそのまま復活させたのかなというところも含めて経過を調べているところなので、この部分があって使用しづらいというところになっているのであれば、これは当然撤廃というか、改正していかなければいけないと思っております。

あと、もちろん特徴ある施設を生かすというのは当然なので、運営委託の提案をさせていただいておりますけれども、委託することによって事業が縮小したり、活動の妨げになったりするようなことはないというのは、当然大前提の上で提案させていただいているので、今後ここをどう使うかというところは、こちらのほうで検討させていただいて、現在、委員おっしゃるとおり機能、施設として引き継いでいますけれども、特にこの施設を生かした事業というのは、公民館のほうではやっていない現状があります。ただ、先ほど庶務係長からもありましたけれども、青少年センター時代に行っていた青少年向けの事業というのは幾つか行って、そのまま継続しておりますので、そういう点では機能を引き継いでおりますので、そういう点で議論いただければと思います。

テニスコート、宿泊、野外調理場をどう委託するかというところが決まらないと、委託についての議論ができないという話とは違うかなと思っております……。

國分委員長

今すぐ委託かどっちか決めなきゃいけないんですか。委託するかというのは、前提として決めなきゃいけない？

林公民館長

方向性は決めて確認できればと思っております。

國分委員長

方向性はあります。別に菅沼さんのも反対しているわけじゃないけど、その前にやることあるんじゃないですかという。

中川庶務係長

いいですか。庶務係長です。今いろいろお話を伺っていて、こういうことなのかなとちょっと思ったんですが、まず、緑センターについて、委託に反対ではないという公運審のご意見でいいのかなと思えました。委託するのであれば、それは嵯峨山さんおっしゃっていた緑の特徴を出したいいわゆる委託の仕様書ですね。そういうものにすべきであって、そして、緑の特徴とは何かというと、大きなものに宿泊があるでしょうと。宿泊について、ちょっと今のところ18歳以下で諦めちゃったという実例も今お伺いしましたし、これを廃止してみて、もう少しどういう活動

ができるのかどうかをあらかじめ実験してみて、できたら来年度にもちよっとやってみた上で、特徴の1つとして手渡すべきじゃないか。仕様に入れるべきじゃないかというご意見というまとめでよろしいですか。

國分委員長
菅沼委員

という形でいいですか。

だから、私もそう書いてあるでしょう。一、二年間は年齢を撤廃して、その活動を一生懸命やってみて、有効活用して、どこまでいけるかというのを1回見てみようと。

國分委員長
菅沼委員

それだけ猶予があるんですか。2年とか。

今の意見でいいですよ。それでいいですよ。

國分委員長
菅沼委員

一、二年という、その期間は。

別に年を限らなくても、やっぱり18歳というのは気になるわけですよ。

國分委員長

すいません、ありがとうございます。緑センターはもっと使えますよと。特に宿泊施設を強調した、何か市報か何かに出すというのはできないんですか。

岡本緑分館長

緑分館長です。まず、宿泊については、おっしゃるとおり、一定、周知のほうなど努力させていただければと思いますが、ただ、宿泊を緑センターでやった場合、年齢制限の話が先ほどございましたけれども、実はトラブルが多いのも宿泊事業の特徴になります。

1つは、やはり大人の方が泊まられますと、アルコールがついてこられることがよくありまして、夜中に騒がれる方、あと、本来ですと10時で閉館しますが、10時以降、シルバーの者に管理していただいています。12時まで飲み会をされてしまい、シルバーの人が12時過ぎまで管理をしなければならぬということがあります。先ほどお話があったように浴室もありますので、お風呂に入られる方もいるので、そういったところで酔われている方に入られてしまうと、我々としても不安がある。そういうこともありまして、年齢があまり上の方が自由気ままに泊まられてしまうと、正直言うと、ちょっと危険性も今後増えてしまう。そういったこともありまして、公民館というのは学習する場所なので、親睦を深めることは必要だと思いますが、一定の制限ができる団体さんでないと、なかなか許可は難しいかなと。

國分委員長
岡本緑分館長

それはそうですね。

なのでそういったことも内部で含めながら、宿泊については検討させていただければと思います。

菅沼委員
國分委員長

いいですよ。そういう条件いろいろ……。

それは決めたほうがいいですよ。

菅沼委員

検討してもらって、特徴を生かす努力をまずやってみよう。それがまず大事だと言っている。

國分委員長

それで具体的にその活動も企画して、即、新市長にもなったんですから、すぐやったらタイミング的にもいいんじゃないかと。

渡邊副委員長

条文の文言を変えらるとなると、どういう手続が必要になりますか。時間もかかりますね。

中川庶務係長	よろしいですか。庶務係長です。これは小金井市公民館条例施行規則というものになりまして、規則というものになりますと、我々が文言をちょっと考えて、総務課というところに諮って、最後、市長まで決裁をいただいたら変えることができるという手続ですので、変えるのに1年も2年もかかるものではないです。
國分委員長	じゃ、可能性としては。
菅沼委員	おおむねどのくらいかかるんですか。
中川庶務係長	すごく急いでやって3カ月ですね。
林公民館長	改正の案分が確定できれば大丈夫です。
國分委員長	3カ月できる。
林公民館長	そうです。
國分委員長	それはいいですよ。変更して。
菅沼委員	じゃ、撤廃をしましょう。その上で事業を一生懸命やってみましょう。
國分委員長	公運審の意見としてはこれなので、ぜひ実行に移してほしいです。いいですか。
菅沼委員	いいです。そういう結論であれば、それでいいんじゃないですか。
中川庶務係長	庶務係長です。よろしいですか。そういたしましたら、公運審の結論としては18歳以下に、これだと利用は増えないというか……。
國分委員長	だから、もっと活動ができるようにしてほしい。
菅沼委員	どうせ変えるんだったら周りの備品もちょっと利用しやすいように。
國分委員長	飲食というか、飲酒とかそういうのは制限していいと思います。
岡本緑分館長	一応、来られた方々には乾杯程度ということはお話しして、全くだめというわけではなく、乾杯程度で。
中川庶務係長	続けて済みません。そういたしますと、今日のお話を整理させていただきますと、我々市側としては、この規則の改定含め、あと、PRと緑の特徴の1つである宿泊を使った事業の開発、構築に努力をします。その上で仕様の詳細、実際の仕様をつくる場合には、それはちょっとこちらにお任せいただきたいなと思いますけれども、それはよろしいですか。
國分委員長	いいです。
中川庶務係長	はい。そして、結論はやはり特徴を生かした委託をすべきではないか。その中には宿泊も入っているということでよろしいですか。
國分委員長	今、菅沼さんがおっしゃったように、伝統というか、青少年センターの歴史とか、そういうこともちょっと広めてというか、市のことをもっと知られるといいなと。
菅沼委員	それでいいです。やはり市の財産なんですね。それをみんなで育てていこうやというふうにいかなきゃいかんと思うんですよ。それだけです、私は。
國分委員長	その点については皆さんよろしいですか。ありがとうございます。それでいきましょう。そうですね。ちゃんとしたルールができればですね。いろいろありますから。
國分委員長	モラルの低い人はどんどん削って。そうしたら、すいません、ちょっ

と貫井のほうは後でいいですか。

中川庶務係長
國分委員長
菅沼委員

あと、先ほど菅沼さんもおっしゃっていただいた……。

児童館のほうは何か採算ベースがまた違うんですね。

子ども家庭支援部のほうの方向性のある程度、まず聞いてくれと。ここも今日、報告してもらいますよ。

國分委員長

それはちょっと今回は話し合わないで、最後というか審議事項に移っていいですか。

3 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

國分委員長

公民館事業の計画について、お願いします。

大久保事業係長

事業係長です。送付資料(4)公民館事業の計画について、ご説明させていただきます。こちらは公民館各館において、おおむね次回の公運審の会議までの間に実施予定である事業をお示しした資料でございます。今回、本館6件、貫井南分館2件、東分館2件、緑分館1件及び貫井北分館3件、全5館から合計14件の事業を提出しております。概要をごらんいただきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

國分委員長

ありがとうございます。何かありますか。

菅沼委員

菅沼です。前回の宿題で、市民がつくる自主講座をここに入れてくれということで、今回入れていただきました。ありがとうございます。

あと、ざっと見ていただいて、1月、2月はものすごい講座が集中しているんですね。これはこの前、宿題でお願いしたんですが、いわゆる自主講座の承認が遅いんです。前回は、去年は7月16日の公運審で自主講座の報告があつて、こういうのをやりたいという報告があつて、別に承認じゃないんですが、報告があつて、その後、動き出しているわけです。そのころから講師を選んで日にちを決めようとする、結構時間がかかるんです。それで大体12月から1月、2月に自主講座が集中しちゃうんです。これはやはりもうちょっとばらさないといかんと思うので、前回、1カ月ぐらいは早くしてくれという話を宿題として出しました。ぜひ今回、もう1月になったので、その辺の検討をお願いします。

大久保事業係長

事業係長です。その件につきましては、3月中にまず説明会を実施できるように今、準備を進めております。

國分委員長

実際に実行に移されていたいただいているわけですか。じゃ、お願いいたします。

以上でよろしいですか。質問とか。

4 その他について

國分委員長

審議事項は終わりで、その他です。

松本貫井南分館長

貫井南分館、分館長の松本です。お手元に令和元年度小金井市公民館三者合同研修会の開催についてという通知があるかと思ひます。

國分委員長

2月4日ってやつですか。

松本貫井南分館長 はい、そうです。開催日は2月4日の火曜日、午後2時15分から4時15分というちょっと中途半端な時間なんですけど、この三者合同研修会の前に研究大会の報告会がございますので、その準備のために15分要して25分ということになってございます。場所は研究大会の報告会とともに、公民館の貫井南分館の2階になるんですけども、学習室A、Bのほうで行いたいと思っております。

テーマは、「若い世代を公民館に呼び込むために」ということで、講師を倉持伸江先生にお願いをしております。やることは、皆さんにグループ討議をしていただくということになります。詳しくはまた当日になりましたら皆さんにご説明をしたいと思いますが、グループをつくる際に、公運審の皆様の出欠の確認をとらせていただきたいと思いますと思っております。当日2月4日なんですけれども……。

國分委員長 これは報告会も一緒ですよ。2月1日研修の報告会は、どこでやるんですか。

菅沼委員 同じ場所。

國分委員長 同じ場所なんだけど、時間は？

菅沼委員 1時から2時。

國分委員長 ここに明示されていないんですね。

菅沼委員 今、説明していましたよ。

國分委員長 じゃ、1時から2時の報告会と、出席される方は今。

菅沼委員 はい。出ます。

國分委員長 あと、まだ決まらない人もいる。

國分委員長 欠席ですか。じゃ、出席が6。あと新井先生さんと浅野先生は欠席ですか。

中川庶務係長 校長先生は学校の業務がありますので、難しいかなと。

國分委員長 あとは雨宮さんが欠席ですね。

菅沼委員 増山さんは欠席？

増山委員 子供の預かりの申請が、まだ期日が出ていないもので、入れたら。

國分委員長 出席がはっきりしているのは5人だけ。いいですか。大丈夫ですか。まず確認します。出席の方が国分さん、菅沼さん、嵯峨山さん、杉山さん、畠山さんでよろしいですか。

國分委員長 それで増山さんはペンディングですね。

中川庶務係長 増山さんは後からですね。ありがとうございます。

國分委員長 あと、新井先生とかはどうするのかな。

中川庶務係長 お声はかけます。

國分委員長 お願いします。

中川庶務係長 はい。

國分委員長 それで足りませんか？

中川庶務係長 半数以上、ご出席いただいてありがとうございます。

國分委員長 じゃ、2月4日よろしくお願いします。ありがとうございました。

そして、もう一応これで審議は終わりなんですけど、その他というか、公運審の中の連絡網みたいなものをつくって、承諾される方、連絡網つ

くっていいですか。

中川庶務係長

庶務係長です。連絡網なんですけれども、私のほうにお知らせいただいているメールアドレスを、皆さんで共有するという事によろしいですか。

(「はい」の声あり)

國分委員長

いいですか。それだと楽なんです。

中川庶務係長

メールアドレスつきの名簿をつくりまして、お伝えいたします。

國分委員長

お願いしていいですか。済みません、ありがとうございます。

じゃ、以上でいいですか。あと何かありますか。

中川庶務係長

渡邊さんの集合場所はいかがですか。

渡邊委員

9時に始まるので、8時にヨーカドーの横の一方通行の道がありますね。あの新しいビルとイトーヨーカドーの間の道で待ち合わせます。

國分委員長

渡邊さんの車は結構大きいんでしょう？

渡邊副委員長

7人は乗れます。

國分委員長

ということなので、ご厚意に甘えて。

嵯峨山委員

私は午後から参加します。

國分委員長

菅沼さんはご自分で行く？

菅沼委員

ちょっとわからない。早目に行かなきゃいかんかもしれないから。

國分委員長

そうか。だから十分です。

菅沼委員

乗る場合には電話連絡します。

中川庶務係長

18日に確定して、ただ、ほとんど大丈夫ですかね。第1希望で。

菅沼委員

第4課題別集會を第1にしている人は決定です。ほかの課題別集會から回る可能性がある。だから、決定として見ていただいて。

國分委員長

連絡は来るの？

中川庶務係長

はい。私から皆さんに第1希望どおりですとか、申しわけないけど動いてくださいとか、ご連絡したいと思います。

國分委員長

じゃ、以上ですけど、済みません、長引いて申しわけありませんでしたが、以上で終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —